

【太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG】 小売電気事業者から見た外部積立の論点

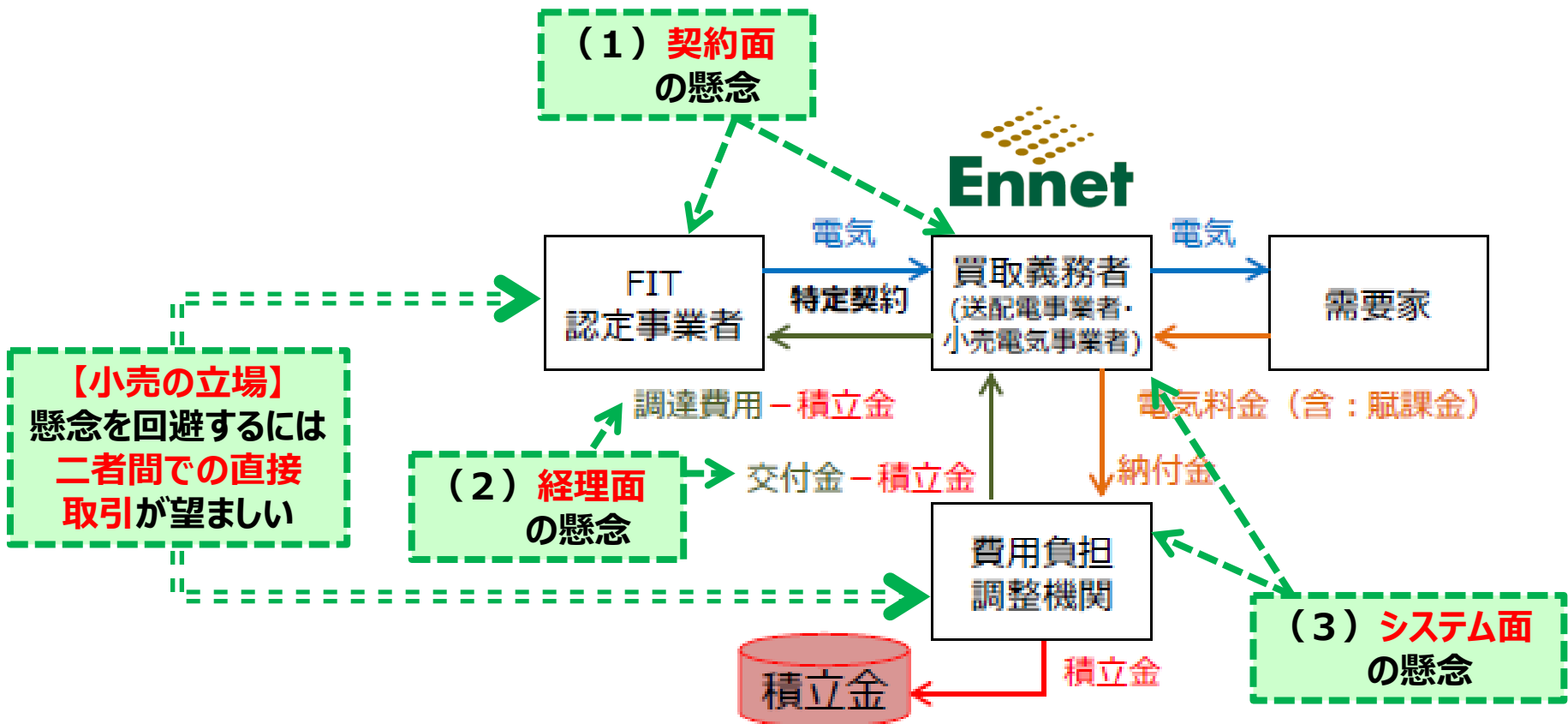
2019年7月23日
株式会社エネット

目次

1. 外部積立スキームについて
2. (1) 契約面の懸念
(2) 経理面の懸念
(3) システム面の懸念
3. まとめと要望



- 太陽光発電設備の廃棄費用の外部積立は、社会的意義が大きいと認識。
- 一方で、FIT認定事業者と費用負担調整機関の間に小売電気事業者が入るスキームは、**実務面の懸念あり**。小売の立場では、**小売を介在させず二者間での直接取引が望ましい**。

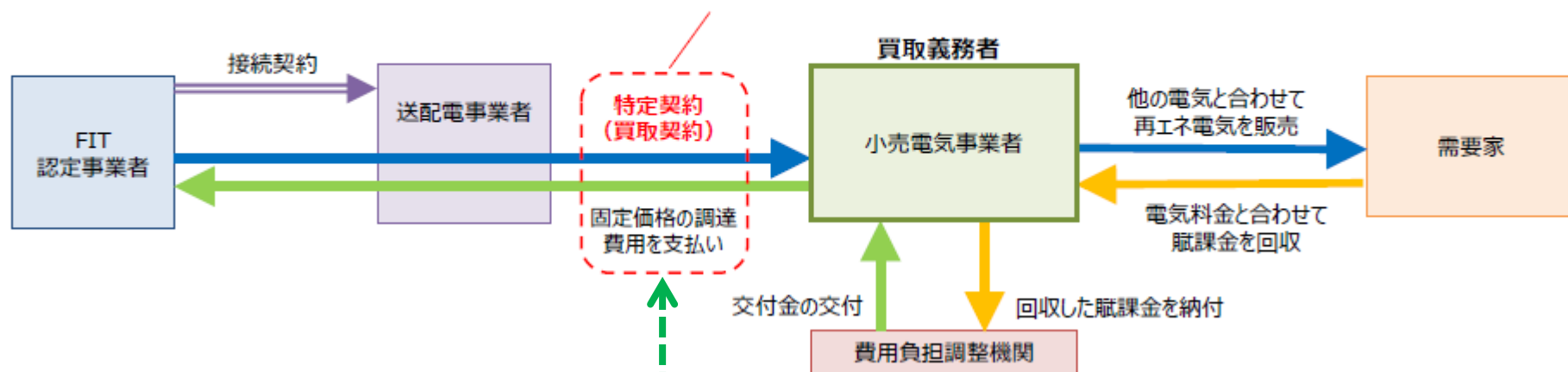


- 積立のために既存の特定契約を変更、あるいは積立契約を新たに締結する場合、**多数のFIT認定事業者との交渉が必要**となり、その**協議コストは膨大**。

10kW以上のFIT事業者と弊社の契約：7,000件

① 小売電気事業者を買取義務者とする場合

小売電気事業者は、「モデル契約書」をベースにした契約を多数締結。

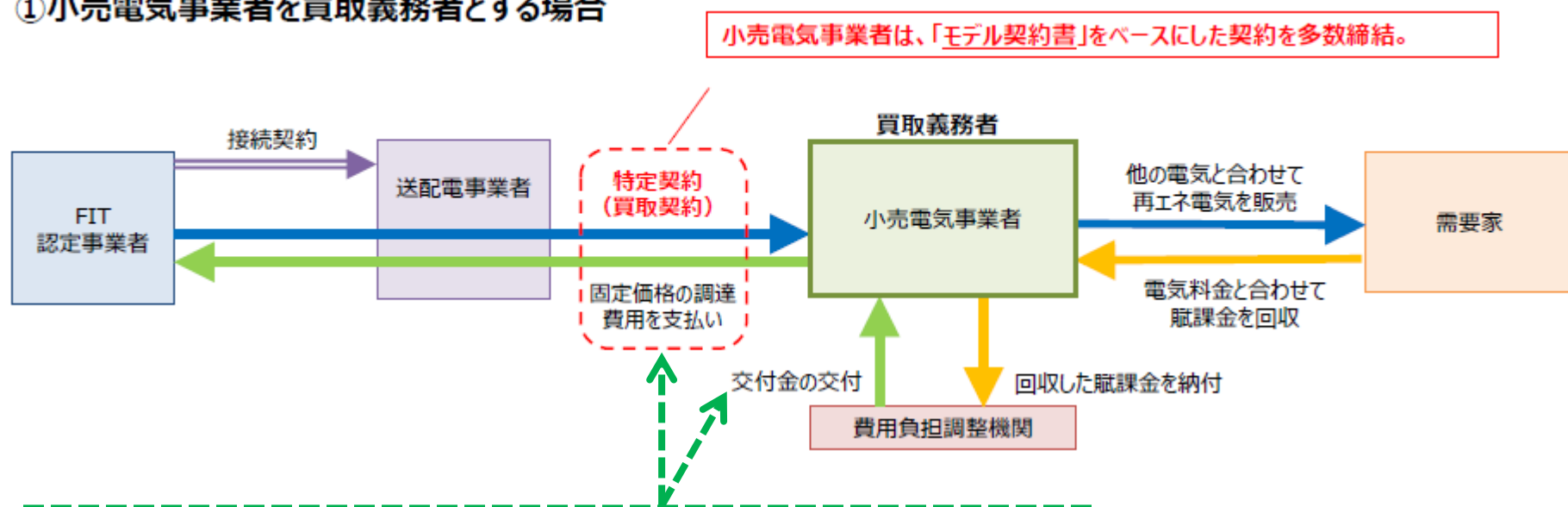


【想定されるリスク】

- ・FIT認定事業者が**積立制度を知らず、説明の手間が発生**
- ・FIT認定事業者が**積立制度に承諾しない、契約変更等に抵抗する**
- ・契約の**文言作成や変更交渉に時間を要する**
- ・契約見直しに伴う**印紙負担が発生**
- ・どの事業者が**内部積立**なのか判別できない

- 積立金が調達費用を超える場合には、**小売に持ち出し**（マイナス）が生じる懸念。
- 仮に積立金額の算出に小売が関わった場合、費用負担調整機関の認識と差異が生じた場合に、**責任の所在が不明確**になる懸念あり。

① 小売電気事業者を買取義務者とする場合



【想定されるリスク】

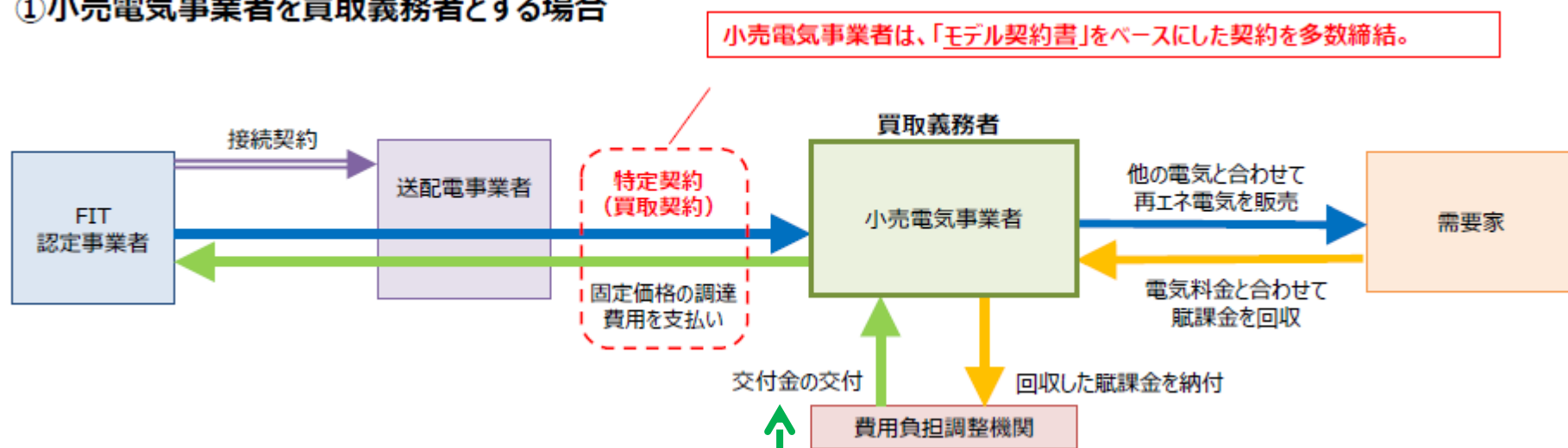
- ・ 積立金が定額の場合や、調達費用の支払い月と積立金回収月がずれる場合などに、**小売の持ち出し**（マイナス）が発生（逆に持ち出しがない場合でも「**預り金***」として管理が必要）
- ・ 費用負担調整機関と小売で**積立金の計算結果が食い違う可能性**

※小売に生じる預り金の管理業務

- ・ FIT認定事業者毎に預り金を帳簿管理
- ・ 交付金交付時に消込作業
- ・ （金額が食い違った場合）帳簿の修正とFIT認定事業者との調整

- 費用調整負担機関から積立金データの提供にともない、現行の交付金申請様式が変更になると、**小売のシステム改修で費用負担が必要になることが懸念される。**

① 小売電気事業者を買取義務者とする場合



【想定されるリスク】

- ・現行の交付金申請様式のデータ形式が変更になると、**小売のシステム改修が発生**

- 外部積立は、**FIT認定事業者と費用負担調整機関の直接取引**をご検討いただきたい。
- 小売を経由するスキームとなる場合には、下表の事項への対応を要望したい。
- 最終的な制度が小売にとって著しい負担となる場合には、要した費用の回収の在り方についてご検討をお願いしたい。

小売を経由するスキームとなる場合の要望事項

<p>契約面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定契約の変更なしに積立金を義務づける制度措置の確実な実施 ・ 全国のFIT認定事業者に向けた、積立制度の確実な周知 (積立制度の通知・周知の役割を小売に負わせないでいただきたい) ・ FIT認定事業者が積立制度に抵抗した場合の対応先の明確化 (説得する業務を小売に負わせないでいただきたい) ・ 小売から見たFIT認定事業者の積立方式(内部/外部)の明確化 (FIT認定事業者から申込みがあった場合のみ積立金回収、等)
<p>経理面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的にでも小売の持ち出し(マイナス)が生じないような積立金処理フローの設計 ・ 積立金計算ロジックの明確化 ・ 積立金額は費用負担調整機関から設備単位の明細を提示 (積立金を計算する業務を小売に負わせないでいただきたい) ・ 積立金に調整が生じた場合、小売を経由せずに直接取引で解消 (預り金管理の手間が大きくなるようにしていただきたい)
<p>システム面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の小売側システムに影響を与えない形式での積立金データ提供